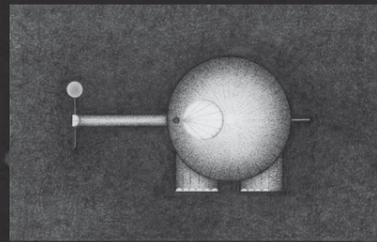


まど・みちおのうちゅう

「ぞうさん」「やぎさんゆうびん」「ふしぎなポケット」「一ねんせいになったら」など、誰もが口ずさんだことのあるこれらの童謡を生み出したのが詩人まど・みちおです。平成26年2月28日、104歳でこの世を去ったまど・みちおは、生涯にわたって詩を書き続け、その作品数は2千を超えています。

まど・みちおの作品の魅力は、草花や虫などの小さなものにまでも向けられたあたたかなまなざし、すべてのものがそこにあることだけ、生かされていることだけで素晴らしいのだという存在のよこびをうたっていることです。

この展覧会では、まど・みちおの詩人としての足跡をたどるとともに、50代はじめに集中的に描いた絵画作品を通して、その独特の宇宙観を紹介します。



まど・みちお《ぞう(さん)》
1977(昭和52)年7月 周南市美術館蔵

朗読とフルート演奏

野崎めぐみ氏のフルート演奏とともに、上野洋子氏がまど・みちおの詩を朗読します(申し込み不要)。

- ▷日時 11月4日(日)午後1時30分～(約30分)
- ▷場所 瀬戸内市立美術館
- ▷参加費 要観覧料



まど・みちお 子ども音楽会

せとうちこども合唱団・ティンカーベルの合唱により、まど・みちおの童謡をお楽しみください(申し込み不要)。

- ▷日時 11月11日(日)午後1時30分～(約30分)
- ▷場所 瀬戸内市立美術館
- ▷参加費 要観覧料



絵と本のひろば

絵本専門士の石原恵以子氏が、まど・みちおの絵本の紹介と、詩の朗読を行います(申し込み不要)。

- ▷日時 11月18日(日)
午後1時30分～(約30分)
- ▷場所 瀬戸内市立美術館
- ▷参加費 要観覧料



ワークショップ カズーをつくらって、ぞうさんを歌おう!

楽器のカズーをつくり、それを使ってレクリエーションと童謡を楽しみます。申し込みが必要です。

- ▷日時 11月25日(日)午後1時30分～(約60分)
- ▷場所 牛窓町公民館
- ▷参加費 要観覧料 ▷定員 20人
- ※申し込みは、瀬戸内市立美術館へ



ギャラリートーク

展示室内で作品を鑑賞しながら、作品の見どころを解説します(申し込み不要)。

- ▷日時 展覧会会期中の日曜日
午前11時～(約20分)
- ▷場所 瀬戸内市立美術館
- ▷参加費 要観覧料

- ▷開催期間 10月26日(金)～12月9日(日)
- ※期間中の休館日は、10月29日(月)、11月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)、12月3日(月)
- ▷開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▷場所 瀬戸内市立美術館
- ▷観覧料 一般700円、団体(20人以上)・65歳以上600円、中学生以下無料

〒758-0801 瀬戸内市立美術館 ☎0869-34-3130

みんなが主役!! 市民が主役のまちづくりを推進します

～瀬戸内市自治基本条例を改正しました～

自治基本条例を知っていますか?

自治基本条例は、市民の皆さんや議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールです。

市民の皆さん一人一人が地域づくりに参加し、まちのことをみんなで考え、話し合い、解決することが「市民が主役のまちづくり」であり、市民の皆さんの意思によって行われる住民自治を実現するため、本市では平成18年2月に「瀬戸内市自治基本条例」を制定しました。

企画振興課

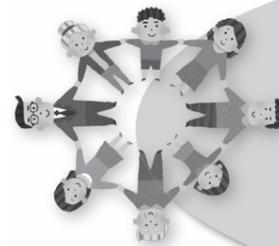
☎0869-22-1113

HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/>



瀬戸内市自治基本条例の施行から11年が経過し、社会情勢なども変化したことから、外部の有識者からなる瀬戸内市自治基本条例審議会において審議していただいた結果、条例改正の必要があると判断されたため、このたび条例を改正しました。

自治基本条例全文は、市ホームページで公開していますので、ご覧ください。



①住み続けたいまちづくりを進めることを明記

人口減少と少子高齢化が進む中、瀬戸内市の持続的な発展のためには、市民の皆さんがしあわせを実感し、瀬戸内市に住むことを誇りに思えるようなまちづくりが必要です。

そこで、「市民のシビックプライド(郷土愛)の醸成」に向けて、より一層市民意識の啓発を図るため、関係する文章を追加しました。



今回は、大きく3つの点について 条例改正を行いました。

今後も市民の皆さんや議会、行政がまちづくりのパートナーとしてともに考え行動し、「市民が主役のまちづくり」を進めていきます。



②情報共有についての規定を追加

今後の市政情報の発信に当たっては、市からの発信だけでなく、市と市民の皆さんとの協働によりSNS(※)などの新しい手段の活用による、若い世代の市民参画を進めるための規定を追加しました。

※ツイッター、フェイスブック、LINEなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス

③危機管理についての規定を追加

市民の皆さんの安全・安心な暮らしを守るため、自然災害などの不測の事態に備えて、市における危機管理体制の整備を充実強化する姿勢を明確にしました。